

飛田収入役の兼業問題の顛末について、

市長への抗議と地方自治法の遵守を求める申し入れ書

2005年11月21日

日本共産党福山市議会議員団

村井 明美
川崎 誠
高木 武志
土屋 知紀

福山市長 羽田 皓 様

福山市が第3セクターである「ふくやまテレコム」へ、水道局や市民病院などの電算業務を長年にわたり委託していた事案を通して、「ふくやまテレコム」の取締役を飛田収入役が勤めている事実が明らかになりました。

飛田氏は、1999年以来「ふくやまテレコム」の取締役に就任し、2005年3月10日、市収入役就任後も、その職にあり続けておりました。

この事は、兼業禁止を定めた地方自治法第142条に違反するものであり、専任した市長の政治責任は極めて重大なあります。

本来、収入役は、公金の流れをチェックする立場にあり、営利を追求する性格を持つ第3セクターの取締役に就く事は禁止されています。『ふくやまテレコム』は、100% 福山市発注の業務を行っており、極めて公益性は高い」との答弁がありますが、法適用の除外規定では、自治体が資本金の2分の1以上出資する場合とされております。「ふくやまテレコム」への福山市の出資比率は22.2%であり、法適用の除外規定にはあてはまりません。

地方自治法168条第8項には、「出納長及び、収入役が…地方自治法142条の規定に該当するときは、その職を失う。」と定められています。

よって、市長は、直ちに収入役の解任を判断されるべきであるにもかかわらず、飛田収入役の「ふくやまテレコム」取締役の辞任でことたれりとの判断を行われました。このあり方について、折から競馬事業や下水道事業に関する不正事件が次々発覚していることとも相まって、市民から「福山市の行政は、どうなっているのか」「福山市長は、地方自治法を何と心得ているのか」と、市政不信の声が上がっております。

また、決算特別委員会の質疑を通して、福山市が「ふくやまテレコム」に発注した業務が、発注額の95%で、「ピーシーシー」「アクトシステムズ」に再発注されていた旨の答弁がなされたところですが、これは、市の契約規則が定める再委託の禁止に抵触することを自ら認められたものであります。

このような業務のあり方に重ねて、今回の措置をとられたことで、市民の市政不信はますます深まっております。

地方公共団体の長である市長は、法治主義にもとづき、厳格に、忠実に地方自治法を遵守されることを重ねて指摘し、ここに市民の声を代弁して、厳重抗議を行うものであります。

以上。